

各 位

一般社団法人 静岡県剣道連盟
会 長 吉村 勝

「審査にあたっての感染予防ガイドライン」により実施

- ◎剣・居・杖道、称号（錬・教士）選考審査会 地区連への締切 12/22
 - ◎剣道六段・七段審査申込み（全剣連2月地方審査） 地区連への締切 12/22
 - ◎居合道六段・七段審査申込み（全剣連3月審査） 地区連への締切 12/22
- 杖道六・七段3月審査申込みは県剣連が直接、杖道団体に発送受付をします。

要 項

【ご注意】記載内容を熟読して、漏れや間違いの無いよう申し込みをして下さい。

- 1 開催日 称号選考審査会 令和5年2月18日（土）受付9:00～9:30 10時00分開始
- 2 会 場 県 剣 連 養 浩 館（静岡市葵区宮前町355番地 Tel.054-263-5428）
- 3 主 催 一般社団法人 静岡県剣道連盟
- 4 資 格 県剣連登録会員で下記の経過年数を経過した者。

(1) 称号選考審査会（剣道・居合道・杖道） ※規程とは静岡県剣道連盟 「称号段級位審査規程」をいう。

称 号	資 格 ・ 経 過 年 数 ・ 年 令 ・ そ の 他
錬 士	令和4年5月31日以前に六段を取得した者。 ※講習会受講修了証の添付を要す。
教 士	錬士七段受有者で、七段を令和3年5月31日以前に取得した者、 ※講習会受講修了証の添付を要す。
称号受審者は、申込書に講習会受講修了証を添付し、選考審査会の受審料 3,410円を添へ申込みのこと。	

【5月期 称号取得の流れ】

- [剣 道] 5月伝達講習会又は6月剣道講習会受講→2月県剣連称号選考審査会合格→全剣連称号審査会受審
- [居合道] 9月又は11月の居合道講習会受講→2月県剣連称号選考審査会合格→全剣連称号審査会受審
- [杖 道] 7月又は11月の杖道講習会受講→2月県剣連称号選考審査会合格→全剣連称号審査会受審

(2) 剣道・居合道六・七段受審資格

段 位 ・ 種 別	資 格 ・ 経 過 年 数 ・ 年 令 ・ そ の 他
剣道六段	平成30年2月末日以前に五段を取得した者（五段受有後、5年以上修業した者）
剣道七段	平成29年2月末日以前に六段を取得した者（六段受有後、6年以上修業した者）
居合道六段	平成30年3月末日以前に五段を取得した者（五段受有後、5年以上修業した者）
居合道七段	平成29年3月末日以前に六段を取得した者（六段受有後、6年以上修業した者）
受審会場と受審日が複数ある場合は申込書に希望を明記すること。	

【全剣連審査会予定】

- 剣道六段 2/5(福岡市) 2/19(長野市) 剣道七段 2/4(福岡市) 2/18(長野市)
- 居合道六段七段 3/5(京都市)

5 審 査 料

- (1) 称号選考審査を受審する者は、錬士・教士共3,410円を申込み用紙に添え申し込むこと。
合格者は、当日選考会終了後、次の金額を納入すること。 錬士 16,600円 教士 19,900円
- (2) 剣道・居合道六・七段を受審する者は、次の金額を申込書に添え申し込むこと。
六段 15,500円 七段 16,600円

7 注意事項

- *締切り後の申込みは一切受け付けない。現有段位を他県所属の時に取得した者は、証書の写しを要する。
- ***称号選考審査会の受審者は、本年度実施した県剣連講習会の受講修了証（コピー）を申込み時添付の事。**
- *全剣連社会体育指導員中級以上取得者は剣道の審判法・指導法・日本剣道形を免除する。証書コピーを添付する事。
- *称号選考審査会の学科問題

剣道は『全剣連制定 剣道指導の心構え』を出題。 全剣連 平成19年3月14日制定のもの。

【注意】解答は項目や前文のみでなく全文解答すること。

居合道・杖道は県剣連制定の指導法『重点事項』を出題。

*称号選考審査合格者の全剣連手続きについては、当日県剣連事務局より説明する。

*六・七段地方審査の詳細は、全剣連ホームページを参照。

8 申込み締切り日及び申込み先 (各地区連盟で記入ください。)

称号選考審査(剣・居・杖)及び剣道六・七段2月審査 居合道六・七段3月審査申込

所属地区連締切

令和4年12月22日(木) 厳守

申込先	浜松剣道連盟		
住所	浜松市中区鳴江3丁目64-21	Tel	053-451-1280

9 称号審査方法

剣道 日本剣道形、審判法、指導法の実技と学科を課す。(防具・木刀持参)

居合道 審判法、指導法の実技、制定居合4本・古流3本、と学科を課す。(制定居合4本は当日指定)

杖道 審判法、指導法の実技、制定杖道5本と学科を課す。(制定杖道5本は当日指定)

仕打交替し行う)

- ◎ 受審者は出場前に準備運動を十分に行うと共に、竹刀等用具の点検をし、自他の事故防止に万全を期すること。事故発生の場合、県剣連は必要により応急処置をして救急車又は病院の手配をする。県剣連は受審者全員1日傷害保険に加入するが、この保険は会場内における事故に対する保険であり、往復途上は含まない。(加入する1日傷害保険は事故の全てを補償するものではない。)
- 事故発生の場合、各人の健康保険で対応するので、健康保険証、又は写しを持参すること。

- ◎ 駐車場は係員の指示に従い、初穂料として500円を係員に納め、駐車証を受け取り指定場所に駐車のこと(指定場所以外の駐車厳禁) 駐車台数が少ないため公共交通機関での来館をお願いします。

【個人情報保護法への対応】

申込書に記載される個人情報(所属連盟・氏名・住所・生年月日・年令・称号・段位・職業等)は、静岡県剣道連盟が実施する本審査会講習会運営のために利用する。尚、所属連盟・氏名・年令・段位等の最小限の個人情報は必要の都度目的に合わせ、公表媒体(掲示用紙、ホームページ、広報)に公表することがある。更に剣道の普及発展のため、マスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

11 各地区連盟は、各称号、各段位ごと別々の申込み用紙に取りまとめ、

称号受審者は、称号選考受審料 3,410円(選考審査合格者は当日前記5(1)を県剣連に直接納付)

剣道及び居合道六・七段受審者は、前記5(2)の受審料を添えて、送付(送金)して下さい。

各地区連盟より県剣連事務局の申込締切り日は

称号選考審査(剣・居・杖)及び剣道六・七段2月審査 居合道六・七段3月審査申込

令和5年1月7日(土) 厳守

12 証書料

本審査会での合格者には全剣連より正式な合格者一覧表を受け次第、各人宛にハガキで証書料納入通知を送付するので、次の通りの金額を県剣連に直接納入、もしくは送金をすること。

尚、本審査合格者は、すみやかに県剣連事務局及び所属地区連盟に合格の連絡をしてください。

錬士 75,500円 教士 102,800円

六段 63,800円 七段 89,100円

(※年令満70才以上の合格者の証書料については上記金額の半額とする。)

13 登録料

全剣連審査会での六段合格者は、証書料と共に「指導者登録」料 10,800円を納入のこと。

但し、70才以上の合格者は半額(5,400円)とする。

注 六段合格者の例

69才以下 証書料 63,800円 + 指導者登録料 10,800円 合計 74,600円

70才以上 証書料 31,900円 + 指導者登録料 5,400円 合計 37,300円

※年齢は全剣連審査日を基準日とする。